

## 伊勢原市徘徊高齢者等探索情報サービス事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、徘徊高齢者等を介護する者が安心して在宅介護を行うことができる環境を整備支援するため、徘徊高齢者等（以下「対象者」という。）の早期発見及び介護者の精神的負担の軽減を図ることを目的とする徘徊高齢者等探索情報サービス事業の実施に関し、必要な事項を定める。

### (事業の内容)

第2条 この要綱において、徘徊高齢者等探索情報サービス事業（以下「サービス事業」という。）とは、人工衛星による測位システム（GPS）及び携帯電話網その他通信手段を利用した位置情報探索装置及び端末機器等からなるシステムで、徘徊高齢者等が端末機を携帯することにより、徘徊発生時に受信センターが当該徘徊高齢者等の位置情報等を介護者に提供する事業をいう。

### (利用者)

第3条 サービス事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものを在宅で介護する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、認知症等により徘徊行動のみられる高齢者
- (2) 市内に住所を有し、神奈川県療育手帳制度実施要綱（神奈川県要綱昭和49年2月1日施行）の規定による療育手帳の交付を受けた知的障害児・者で、徘徊及び迷子のおそれのある者

### (事業の実施)

第4条 市長は、サービス事業を実施するために次に掲げる業務を民間事業者（以下「事業者」という。）に委託する。

- (1) 端末機器の貸出し・取扱いに関する業務
- (2) 24時間体制の位置探索及び情報提供サービス
- (3) その他市長が必要と認める介護者支援に関する業務

### (申請)

第5条 サービス事業を利用しようとする者は、伊勢原市徘徊高齢者等探索情報サービス事業利用申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

### (利用決定及び通知等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、実態を把握し、サービス事業の利用の可否を決定し、伊勢原市徘徊高齢者等探索情報サービス事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するとともに、伊勢原市徘徊高齢者等探索情報サービス事業利用決定通知書（第3号様式）により事業者に通知するものとする。

2 市長は、対象者が第3条の規定に該当しなくなると認めるとき又は前項の規定により利用決定通知を受けた者（以下「利用者」という。）が端末機器等の適正な管理を怠ったときは、サービス事業の利用を中止させることができる。この場合において、市長は、その旨を利用者及び事業者に通知するものとする。

### (費用負担)

第7条 利用者は、別表に定める費用負担基準により、月額利用料の一部を負担しなけれ

ばならない。ただし、利用者が生活保護世帯に属するときは、これを免除する。

(使用条件等)

第8条 利用者は、最善の注意をもって端末機器を使用するものとし、当該機器の現状を変更したり、第三者に転貸してはならない。

- 2 利用者は、機器を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出るものとする。この場合において、その損傷又は亡失が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、利用者は、原状に復するための実費を弁償しなければならない。

(届出義務)

第9条 利用者は、第5条に規定する申請書の記載事項に変更を生じたとき又はサービス事業の利用を中止しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更又は中止の届出があったときは、事業者はその旨を通知するものとする。

(実施状況報告)

第10条 事業者は、毎月10日までに前月の利用者及び利用状況を市長に報告しなければならない。

(関係機関等との連携)

第11条 市長は、サービス事業の円滑な運営を図るため、伊勢原市徘徊高齢者等SOSネットワークへの登録を勧奨するものとし、当該事業との連携を図り、関係機関等の協力を得るよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年1月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、市民に対し発する文書等においては、必要に応じて「認知症」の次に「(痴呆)」又は「(痴呆症)」を付して表記するものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月2日告示第175号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日告示第22号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

月額利用料の費用負担基準

利用者の階層区分	利用者負担額（月額）
A 生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	0円
B 利用者の属する世帯が前年所得税非課税	月額利用料の1割相当額
C 利用者の属する世帯が前年所得税課税	月額利用料の2割相当額

伊勢原市徘徊<sup>はいかい</sup>高齢者等探索情報サービス事業 利用申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住所  
氏名 (続柄 )  
電話番号 ( ) ー

対象者	フリガナ 氏名	-----	生年月日	明・大・昭 年 月 日 ( 歳)
	住所	伊勢原市 電話番号 ー		
	介護度	要介護( )・要支援・申請中・未申請	SOSネット登録	有・同時申込み・無

搜索協力者	氏名	住所	続柄	電話(自宅又は携帯)
	1			-----
	2			-----
	3			-----

家族状況	1 独居 2 老夫婦 3 二～三世代同居 4 その他 ( )						
自宅付近目標							
既往症・病名							
通所利用施設			利用曜日				
痴呆・徘徊の状況	徘徊 <sup>はいかい</sup> 頻度	1 数箇月に一回 2 月に一回位 3 月に二～三回 4 週に数度					
	歩行能力	1 さっさと歩く 2 ゆっくりとしっかり歩く 3 ふらつきながら歩く					
	交通手段	1 徒歩 2 自転車 3 バス 4 電車 5 その他 ( )					
	徘徊 <sup>はいかい</sup> 歴	年 月頃より	警察保護歴	有 ( 回 ) ・ 無			
	立寄場所 行動癖	1 近所 2 遠隔地 3 知人宅 4 昔の家 5 施設 6 その他 ( )					
身体特徴	身長	cm	体重	kg	体型	肥満・小肥・中肉・痩せ型	
	頭髪	有 ( 白髪 = 部分・全部 ) ・ 無			眼鏡	有 ( ) ・ 無	
	特記						

利用決定のため必要な場合、私の世帯の所得税課税状況について税務関係当局に報告を求めることに同意します。(申請者)

利用に際しては、申請及び調査内容を事業者・消防署・地域支援センターに提供することに同意します。(対象者)

希望事業者		申請者世帯課税状況	課税・非課税・生活保護
-------	--	-----------	-------------

## 伊勢原市徘徊高齢者等探索情報サービス事業利用決定（却下）通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のあった探索情報サービス事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

対象者氏名		
生年月日	明・大・昭 年 月 日	
住 所	伊勢原市	
決定結果	<input type="checkbox"/> 利用が決定しました	<input type="checkbox"/> 利用は認められません 却下理由
費用の負担	1 箇月当たり 円を直接サービス事業者に納めてください。 (支払い方法については、事業者から説明があります。)	
サービス事業者	所在地	
	名 称	
	電話番号	
利用にあたっての遵守事項	1 機器の現状を変更したり、第三者に転貸しないこと。 2 機器を損傷又は亡失したときは直ちに市に報告すること。 3 前項の損傷又は亡失が利用者の故意又は過失によるものと認められるときは、原状回復の実費を弁償すること。	
備 考	端末機器の貸与、取扱方法については、別途事業者から連絡します。	

伊勢原市徘徊高齢者等探索情報サービス事業利用決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



探索情報サービス事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

利用者住所	
氏 名	
電話番号	
月額負担金	円（消費税含む。）

対象者氏名	
生年月日	明・大・昭 年 月 日
住 所	伊勢原市
探索情報	別添 伊勢原市徘徊高齢者等探索サービス事業利用申請書の写しの とおり